

福祉新聞 2010 年 4 月 26 日

< 自立支援法違憲訴訟が終結 >

14 地裁すべてで和解

鳩山首相、原告の障害者らに陳謝

福祉サービスの利用に原則 1 割の「応益負担」がかかる障害者自立支援法は憲法違反だとして、全国 14 地裁で 71 人の障害者らが国・自治体に負担の取り消しを求めた一連の訴訟は、21 日に東京地裁（八木一洋裁判長）で 14 番目の和解が成立し、すべて終結した。和解したのは、国（厚生労働省）が反省した上で自立支援法を廃止し、今後の障害福祉施策は憲法などを踏まえたものにする約束したためだ。訴訟の全面終結を受け鳩山由紀夫・首相は同日、原告らと首相官邸で面会。「負担を強いる厳しい法律だった」とわびた。

一連の訴訟では、原告団・弁護団と国（厚労省）が 1 月 7 日に

すみやかに応益負担を廃止する

遅くとも 2013 年 8 月までに自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する

新法は憲法などに基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものとする

ことなどを明記した基本合意文書に調印し、訴訟を終結させることで合意していた。

各地裁での和解は、これを前提としている。

4 月 21 日には、東京地裁で最後の和解が成立。その手続きにあたり八木裁判長は「訴訟の趣旨を国が理解し、今後の障害福祉施策は障害者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束した」と確認し、基本合意文書を全文読み上げた。

また和解後の記者会見では、原告の家平悟さんが「プライバシーをさらしてまで訴えなければならなかったが、基本的人権を保障する新法にすると約束されて良かった」、竹下義樹・全国弁護団長が「原告らの勇気ある決断が記念すべき今日を導き出したと思う」などと述べた。

訴訟終結について原告側は「国（厚労省）との基本合意が単に時の政権によるものではないことが司法の場で確認された意義は大きく、違憲判決に匹敵する。しかし、ひどすぎた制度をゼロに戻したに過ぎず、これからが運動のスタート」との立場だ。

一方、訴訟が全面終結したことを受けて、鳩山首相は同日、全国から集まった原告ら約 120 人と首相官邸で面会した。

原告を代表し、和歌山の大谷真之さんは「障害者が夢と希望を持ち、伸び伸びと暮らせる社会を作らなければいけない」と強調。

鳩山首相は「自立支援法は負担を強いる厳しい法律だった。苦勞をかけ、申し訳ない思いでいっぱいだ」と述べ、自立支援法を廃止して新法を制定するだけでなく

「最終的には障害者差別禁止法を作りたい」とも発言した。

